



表取締役役に就任した前代表取締役役が関与してこのような事態が生じたことを極めて深刻に受け止め、当社から独立した中立・公正な外部専門家のみで構成される第三者委員会により、類似事象の有無を含む徹底した事実調査、発生原因の分析及び再発防止策の提言をいただくことが必要であると判断し、2021年2月1日開催の取締役会にて第三者委員会の設置を決議いたしました。第三者委員会の構成については選定中でしたが、本日開催の取締役会にて第三者委員会の構成、目的及び調査方法について決議いたしました。

## 2. 第三者委員会の構成

委員長 倉橋 博文（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）

委員 関 秀忠（弁護士 弁護士法人ほくと総合法律事務所）

委員 小林 健一（弁護士 西銀座法律事務所）

## 3. 第三者委員会の目的及び調査方法

### ・目的

- (1) 本件事案の調査について
- (2) 類似事案の調査について
- (3) 発生原因分析及び再発防止策の提言
- (4) 本件事案及び類似事案による財務諸表への影響の可能性の検討

なお、(4)については財務諸表への影響の可能性が生じると判断される場合に限りません。

類似事案の調査対象期間につきましては、本件事案の内容を踏まえ、債務の消滅時効を勘案し、概ね過去5年の期間に遡ることを想定しております。

### ・調査方法

第三者委員会においては、ヒアリング等の深度ある調査を行うとともに、既存の資料の精査に加え、デジタル・フォレンジック調査、アンケート調査及びホットラインの開設・運用などにより類似事案を早期に把握するための手法を予定しています。

## 4. 今後の見通し

当社は、第三者委員会による調査に全面的に協力してまいります。第三者委員会による調査結果については、調査報告書を受領次第、速やかに開示いたします。調査報告書は3月15日までに提出されることを見込んでおります。また、本件が当社業績に与える影響についても、影響が判明した時点で速やかにお知らせいたします。

以上